

③ 海田町定額減税補足給付金(不足額給付)の申請期限に注意！

問 給付金窓口(役場2階 相談室2-1) ☎823-7433

令和6年度に実施した「定額減税補足給付金(当初調整給付)」で算定した金額に不足が生じる場合、追加で給付を行うものです。次のいずれかの要件に該当する人が支給の対象となります。**申請期限は10月31日(金)まで**です。申請期限に注意してください。

令和7年1月1日(賦課期日)に海田町に住民登録がある人が対象です。令和7年1月1日時点で海田町に住民登録がない人は、住民登録があった自治体に問い合わせてください。

不足額給付Ⅰ	不足額給付Ⅱ
○支給対象 「令和6年分所得税額」が確定したのちに「本来給付すべき額」と、「実際に給付した額(調整給付)」との間で差額(不足)が生じる人(納税義務者本人の合計所得金額が1,085万円を超える人は対象外) 【当初給付時(令和6年)】 【不足額給付時(令和7年)】 不足額給付額※1万円単位への切り上げ額 所得税分 定額減税しきれない額(令和6年実績値) 個人住民税所得割分 定額減税しきれない額(令和6年実績) 不足額給付時所要額(R7)※ ※1万円単位 ○支給額 令和6年分所得税および定額減税の修正申告を行い確定したのち本来給付すべき額と、令和6年度に実施した調整額給付との差額(1万円単位に切上げて支給) ○申請方法 ・支給対象額が算出できた人へ、9月4日(木)に案内を送付しました。 ・令和6年中に転入した人や修正申告を行った人のうち、支給要件に該当する人は申請書や必要書類の提出が必要です。 ○申請期限 10月31日(金) ※消印有効。	○支給対象 以下の①～③の要件「全て」を満たす人 ①令和6年分所得税・令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円(本人が定額減税の対象外) ②税制度上「扶養親族」の対象外(青色事業専従者、事業専従者(白色)の人、合計所得48万円超の人) ③低所得世帯向け給付「令和5年度非課税(7万円)」、「令和5年度均等割のみ課税(10万円)」、「令和6年度新たな非課税・均等割のみ課税(10万円)」のいずれも対象世帯の世帯主・世帯員に該当しない ○支給額 原則4万円(令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合などは3万円) ○申請方法 不足額給付Ⅱに該当する人は申請書や必要書類を提出する必要があります。

●定額減税補足給付金(不足額給付)について



◀給付金の詳細や申請書のダウンロードはこちら

●定額減税補足給付金(不足額給付)対象確認用ページ



定額減税補足給付金(不足額給付)の対象となるか、アンケート形式で確認できるページです。参考にしてください。(スマートフォンなどを持っていない人は町内公共施設へ設置しているチラシを確認してください)



④ 国勢調査は全世帯の回答が必要です！

問 かいたブランド課(役場3階) ☎823-9212 FAX.823-9203

国勢調査は全ての人・世帯が対象です。

10月8日(水)までに回答をお願いします！

24時間回答可能なインターネット回答がおすすめ。

※10月1日時点で調査票が届いていない場合は、至急海田町国勢調査コールセンターまで連絡してください。



よくある質問について

- Q. ボールペンで回答しても良い？
A. 鉛筆もしくはシャープペンシルで記入してください。
- Q. 友人と一緒に住んでいる場合は、一つの世帯になる？
A. 生計を共にしている場合は一つの世帯、生計を別している場合は別の世帯となります。
- Q. 2世帯で住んでいるが、調査書類が1セットしか配布さ

れていない

A. 調査書類を追加で配布しますので、海田町国勢調査コールセンターまで連絡してください。

海田町国勢調査コールセンター
☎823-9239
(土・日曜日、祝日を除く8時30分～17時15分)



⑤ 高齢者インフルエンザ・新型コロナワクチン定期予防接種を開始します

問 健康づくり推進課(役場2階) ☎823-4418 FAX.823-0020

	高齢者インフルエンザ	新型コロナワクチン
対象者	接種日において ・65歳以上の人 ・60～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、および免疫機能に一定の障がいを有する人(身体障害者手帳1級相当)	
接種期間	10月1日(水)～令和8年1月31日(土)	
接種回数	1回	
自己負担金	1,500円	11,800円
接種できる医療機関	町内の医療機関:問診票は医療機関にあります。直接医療機関に行ってください。 町外の医療機関:問診票は健康づくり推進課に取りに来てください。	

※接種期間外の接種や、上記対象者以外の方は任意接種(全額自己負担)になります。

●自己負担金が免除になる人

次のいずれかの書類を医療機関に提示することで、自己負担金が免除になります。

免除対象者	確認書類
生活保護世帯に属する人	◆被保護者証明書
町民税非課税世帯に属する人	◆免除証明書(健康づくり推進課で要事前発行) ◆免除証明書代用書類(①～③のいずれか) ①後期高齢者医療資格確認書(任意記載事項適用区分に「区Ⅰ」「区Ⅱ」の記載があるもの) ②社会福祉法人など利用者負担軽減確認証 ③介護保険負担限度額認定証